

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月2日

弘前市長 谷川 政人

記

1 競争入札に付する建設工事

- (1) 工事名称 令和7年度 堰根下線道路改築工事（その2）
- (2) 工事場所 弘前市大字 紙漣沢 地内
- (3) 工事期間 契約日の翌日から 令和9年3月25日 まで
- (4) 工事概要 施工延長 L=133.7m
道路土工 N=1式 法面工 N=1式 カルバート工 N=1式
排水構造物工 N=1式 舗装工 N=1式 道路付属施設工 N=1式
（建設リサイクル法対象建設工事）
- (5) 予定価格 ¥27,841,000（税込）
- (6) 支払条件 前金払 有り 部分払 有り
- (7) 入札方法 電子入札システムによる入札

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 公告の日から入札日までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
- (4) 市内に本店を有すること。
- (5) 市の令和8年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、土木一式工事A等級に格付けされていること。
- (6) 平成23年度以降に公共工事における土木一式工事 で1件の契約金額が1,400万円以上の元請施工実績があること。
- (7) 次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者の場合は、特例監理技術者に加え専任の監理技術者補佐）を工事現場に設置できること。
 - ① この工事に対応する国家資格等を有する者。
 - ② 当該入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。
（建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札（開札）日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。）
（注）本工事は、技術者等の兼務要件緩和措置対象工事となる。兼務要件等は、「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて」による。

(1) 設計図書は、入札情報公開システムで配布するので、入札参加を希望する者はダウンロードの上、熟読すること。

(3) 設計図書に質問がある場合は、次に従い、質疑応答書をFAXにより提出すること。

(2) **工事費内訳書** 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を添付すること。(様式は市ホームページよりダウンロードすること。)ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は添付不要とする。

8 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札金額として記録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (2) 落札候補者が2者以上の場合は電子くじにより順位を決定するので、000から999までの任意の3桁の数字を入力すること。

9 入札の辞退

入札を辞退する場合は、開札までに電子入札システムにより辞退申請書を提出すること。

10 紙入札参加の特例

電子入札での入札手続等が困難な場合は、市長の承諾を得て、紙入札により参加することができる。

11 入札（開札）の立会い及び傍聴

入札者の入札（開札）立会い及び傍聴は行わない。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札参加者心得書及び電子入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書に記入もれがある又は合計金額に違算がある若しくは入札金額と一致しない者の入札
- (5) 紙入札での入札参加を認められた者で、入札書に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札

13 同日落札制限

- (1) 本工事は、同日落札制限の対象工事とする。
- (2) 本工事と同日に総務部契約課において開札を行う 土木一式工事 の条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、本工事以外の工事を落札した者又は落札候補者となった者の入札は無効とする。

14 落札者の決定

(1) 本入札は、弘前市建設工事最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。

※令和7年7月1日から施行した最低制限価格制度要領により算出しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- (2) 開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の者を落札候補者とし、同様の審査を行い落札者を決定する。
- (3) 開札後、市から連絡を受けた落札候補者は、指定された期日までに弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）により、資格の審査を受けなければならない。

① 提出書類（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

- ・資格審査申請書
- ・経営事項審査結果通知書の写し
- ・施工実績調書
- ・工事費内訳書（再度入札を行った場合のみ）

② 提出場所 契約課（FAX：0172-35-2199）

③ 提出期限 令和8年9月25日 （予定）

（提出の指示を行った日の翌日（翌日が休日に当たるときは、休日の翌日。）

（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）

④ その他

- ・資格審査申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
- ・入札後に市の指名停止を受けた者は落札者に決定しないものとし、当該入札は無効とする。
- ・資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合、落札候補者に対してその旨を通知する。

(4) 落札者には落札した旨を通知する。

15 契約の締結

- (1) 落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格1億5千万円以上の建設工事については、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に仮契約を締結し、議会の議決のあったときに本契約を締結することとする。
- (2) 本工事が建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、落札決定連絡後、落札者は速やかに配置予定技術者調書を契約課契約係へ提出すること。
- (3) 落札決定後契約締結までの間において、落札者が市の指名停止措置を受けたり、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 入札時において2に掲げる資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 入札参加希望者は入札の概要、設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (3) 落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、工事監督課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。

以 上

問い合わせ先

弘前市総務部契約課契約係

電話 0172-35-1111（内線227、230）